

壮瞥町告示第 12 号

令和 5 年壮瞥町議会第 2 回臨時会を、次のとおり招集する。

令和 5 年 3 月 10 日

壮瞥町長 田 鍋 敏 也

記

1 期 日 令和 5 年 3 月 16 日

2 場 所 壮瞥町役場 大会議室

3 付議事件

(1) 壮瞥町長等の給与の特例に関する条例の制定について

○応招議員（9名）

1番 菊 地 敏 法 君  
3番 佐 藤 忖 君  
5番 山 本 勲 君  
7番 毛 利 爾 君  
9番 長 内 伸 一 君

2番 松 本 勉 君  
4番 加 藤 正 志 君  
6番 真 鍋 盛 男 君  
8番 森 太 郎 君

○不応招議員（0名）

## 令和5年壮瞥町議会第2回臨時会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和5年3月16日（木曜日） 午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第23号 壮瞥町長等の給与の特例に関する条例の制定について

○出席議員（９名）

|    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 菊地敏法君 | 2番 | 松本勉君  |
| 3番 | 佐藤忖君  | 4番 | 加藤正志君 |
| 5番 | 山本勲君  | 6番 | 真鍋盛男君 |
| 7番 | 毛利爾君  | 8番 | 森太郎君  |
| 9番 | 長内伸一君 |    |       |

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

|           |        |
|-----------|--------|
| 町長        | 田鍋敏也君  |
| 教育長       | 谷坂常年君  |
| 会計管理者兼    |        |
|           | 小野寺寿勝君 |
| 税務会計課長    |        |
| 総務課長（兼）   | 庵匡君    |
| 企画財政課長    | 上名正樹君  |
| 企画財政課参事   | 市田喜芳君  |
| 住民福祉課長    | 阿部正一君  |
| 産業振興課長    | 木下薫君   |
| 建設課長      | 澤井智明君  |
| 生涯学習課長補佐  | 石塚季男君  |
| 選管書記長（兼）  | 庵匡君    |
| 農委事務局長    | 齋藤誠士君  |
| 監委事務局長（兼） | 小林一也君  |

○職務のため出席した事務局職員

|      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 小林一也君 |
|------|-------|

◎開会の宣告

○議長（長内伸一君） ただいまから令和５年壮瞥町議会第２回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） 直ちに本日の会議を開きます。  
（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、議長において  
２番 松本 勉君 ３番 佐藤 恣君  
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（長内伸一君） 日程第２、会期の決定についてを議題といたします。  
お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕  
○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日１日間と決しました。

◎議案第２３号

○議長（長内伸一君） 日程第３、議案第２３号 壮瞥町長等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。  
理事者から提案理由の説明を求めます。  
町長。  
○町長（田鍋敏也君） 令和５年第２回臨時会に当たり提出いたします議件は、議案第２３号の１件であります。その内容についてご説明をいたします。  
議案第２３号 壮瞥町長等の給与の特例に関する条例の制定について。

壮警町長等の給与の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

本件につきましては、昨年 11 月に職員 1 名が体調不良により出勤できない状況となり、病院で抑鬱状態と診断され、当該職員から長年の副町長の言動が原因で心が壊れたとの申出があったことから、町パワー・ハラスメント対策委員会において内部調査、対応協議を行ってまいりました。

その後、産業医等から副町長の言動と当該職員の抑鬱状態の間にはかなりな程度因果関係があるとの所見が提出され、副町長に聞き取り調査を行った結果、本事案はパワハラ行為に当たるとすることが相当と整理したところであります。

副町長は 3 月 10 日付で辞職いたしました。本件につきましてはこのたびの特別職によるハラスメント事案が発生したことを踏まえ、監督者としての責任を明らかにするため、第 1 条では町長の本年 3 月分給料を 100 分の 30 減額し、また職員の心身状況の把握等が不十分だったとして、第 2 条では教育長の本年 3 月分給料を 100 分の 10 減額することを規定するものであります。

なお、附則第 1 条で、この条例は、公布の日から施行することとし、附則第 2 条で、この条例は、令和 5 年 3 月 31 日限りで失効することとしております。

以上が今臨時会に提出いたします議案の内容であります。町では今後最終報告書を取りまとめるとともに、再発防止に向け全職員にアンケート調査を行うなどして（仮称）壮警町パワー・ハラスメントの防止等に関する指針を策定し、職員が働きやすく能力を発揮しやすい職場環境づくりを推進していく考えであります。

今回の事案につきましては、当該職員はもとより、職員をはじめ町民の皆様や関係機関の皆様にも多大なご迷惑をおかけしたことを心からおわび申し上げます。

今後再発防止策などの職場環境改善を図り、職員の皆様、町民の皆様からの信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいり所存でありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。全体について。

8 番、森太郎君。

○8 番（森 太郎君） このことにつきまして、先日開かれました第 1 回定例会で行われました令和 5 年度の予算審査特別委員会の中で私のほうから職員の長期療養休暇に至った原因と経過、それとあと今後の町の対応については正したところですが、早速理事者が本議案の処理に向けて動き始めましたことに対しては感謝申し上げるところでございます。

長くはお聞きいたしません、2 点ほどお聞きしたいことがございます。というのは、今回付議された議案については異議申し上げるところではございませんが、まず 1 点目として前副町長への処分がどうなっているかということと、あと町長の減給率

がちよっと厳し過ぎるように感じるのですが、今回のその量定の決定に至った経過について伺いたいします。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 2点ご質問があったと思っており、私のほうからご答弁申し上げます。

まず、先ほどの提案理由の中で経過の概要をご説明申し上げたところでありますが、調査を進める中で本事案がパワハラ行為に当たるとすることが相当と整理する中で町長、そして副町長、教育長も含めて特別職の処分も検討したところであります。

特別職の処分につきましては、今回該当というか、行為者となっている副町長についてですけれども、地方自治法の施行規定の第16条の規定に基づく3人の委員、このうち2人の学識経験者の選任については議会の同意が必要で、その3人からなる職員懲戒審査委員会を設置し、審議する必要があると、このように規定されております。町では、まずこうした審議を経ることなくできる範囲の処分として、壮瞥町職員分限懲戒審査委員会の審査結果を踏まえ、戒告処分とすることと決定し、当該処分量定を地方自治法施行規定第12条第2項及び第15条に当てはめ、令和5年2月20日に譴責の処分をしたところであります。

こうしたことでありましたけれども、調査の進展と当該職員の職場への復帰に向けた環境づくり等への移行を踏まえ、副町長は一身上の都合により令和5年3月10日をもって辞職するという願いの届出があり、これを承認したというのが経過であります。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それと、2点目でございますが、私自身の処分量定につきましては、町長は地方自治法154条において、その補助機関である職員を指揮監督すると規定されております。優越的な立場を有する者の言動が職場の環境を害することがないように環境づくりを行う観点で指導監督が不十分であったという責任により処分を提案しているものであります。

この処分量定につきましては、類似の例がなかなかない中ではありますが、少ない他の事例を参考にしながら、自らを律し、責任を課すと、明らかにするという判断をして提案をしたところでありますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 了解いたしました。

ただ、私先ほどの町長の減給率について申し上げましたけれども、これ今後一般職でもこういうことはあり得るのかなと。ただ、それが100分の30ということになると、かなりな重度な業務違反というか、そういうことという判断になると思うのですが、これそういうことが例えば町長の今回の100分の30は前例になるというようなことはなく、その事案、事案によって検討していくという考え方でよろしいのかどう

か、その辺の確認、まずお願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご質問の今回の処分については、特別職ということではなかなか規定がないということもありまして、今回の処分が一般職の処分に影響を与えてはという、ないようにということのご質問の趣旨かなと思っておりますけれども、一般職につきましては職員の懲戒処分等に関する規定にそれぞれの事案に処分量定が規定されておまして、これに沿って判断すべきと考えておまして、今回の私の処分については前例としないと、このような考え方でおりますことを申し上げてご答弁とさせていただきます。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） いずれにしても、このようなハラスメント行為ということがなくなることが一番でございまして、そういう再発防止というのは多分重要になってくるのだろうと。

これ予算委員会の中でも私申し上げましたが、早急に今回の事案の検証を行っていただいて、そして再発防止策を講じていただいて、職員が伸び伸びと仕事ができる環境づくり、それをお願いしたいと思ひまして、その部分についての考え方があればお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁申し上げます。

今回の事案を教訓に再発防止を図っていくということが大変重要なことだと思っております。先ほど提案理由の中でも申し上げましたとおり、今後職員を対象にしたアンケート調査を行い、分析を行い、そうした中で（仮称）壮警町パワー・ハラスメントの防止等に関する指針を策定し、副議長がおっしゃったような職員が働きやすく、能力を発揮しやすい職場環境づくりを推進していきたい、このように思っております。このような作業を通して、職員の皆さんと町民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでいきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 本日開催の第2回臨時会の提案事項を審議するに当たり、この審議に加わることは本当に心重いものがあります。

私がこのことについて最初に耳にしたのは、4年11月29日でした。〇〇さんがパワハラに遭っていると聞いたがという、その方はおっしゃいましたが、私はそのことを初めて聞くので、聞いていないと答えたので、その方もそれ以上私に聞くことはありませんでした。12月に開催の第4回定例会に欠席されましたが、11月29日に最初に聞いたことと結びつけることなく、私は議案審議に参加させていただきました。年明けて2月に入り、体調優れず自宅で静養しているとの話を聞く機会があり、11月末

に聞いた話は本当だったのだと考えを改めました。

このことについて、公式の場で町から聞いたのは3月6日でした。そのとき配付された全員協議会資料として不適切な指導、事案、調査概要でした。私は、その調査概要を読んでみました。その中でやはり議員として、また一町民として以下何点かお尋ねしたいと思います。

1点目、4年11月18日から体調不良で出勤できない状況とのことですが、この体調不良に至る前、副町長との仕事上の接触はいつからあったのだろうか。また、この副町長からどのような仕事上の助言だとか、そういうものがあったのかな。

2番目、教育長は同じ事務所で仕事をしており、職員の仕事内容も熟知しておりますけれども、職員が副町長からの指導内容だとか、指摘事項についてどのような報告があったか。

3点目、予算審査特別委員会で同僚議員から質問がありました。ただ聞いただけのことでお断りしながらということで、次のような発言がありました。役場事務所の端から端まで聞こえる声で叱責したと聞いているがという質問がありました。もしこれが事実であれば、副町長の自席または自席の近くでの、もしもこのようなことがあったとすれば、町長が在室していれば当然聞こえたことでしょう。また、総務課長席でも聞こえたでしょう。ほかの課長も聞こえたのではないのでしょうか。このようなことを聞いたことがあるか伺いたいと思います。

4点目、もし聞いたとしたら、管理職の一員としてどのように対応してきたかについて伺います。

それから、5点目、毎週月曜日定例で管理職の皆さんの会議といたしますか、打合せをしていると聞いていますが、このような事案についてそれぞれの課長から話があったかどうか、その席上で。最初にそのことについて伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 5点ほどあったと思いますが、2点目は教育長のほうからということで、まず経緯としましては当該職員につきましては11月の18日から職場に出勤できない状況となったところでありまして、その内容については前日に厳しい指導が行われたと、このように承知をしているところでありまして、その事案につきましては行為を行った副町長からも聞き取り調査を行ったところでもあり、またその周りにいた職員からも聞き取り調査を行った上でこのような行為があったと、不適切、パワハラ行為があったと、このように考えているところであり、それについてはこの調査の中では長年にわたりということで令和2年の9月頃からそうしたことがあったと、このように調査の中では、本人からの聞き取りの中ではあったところであり、

ただ、それにつきましては細かいところまでは、その過去のことについてはまだ調査ができていない状況ではありますけれども、そのような状況になっているというこ

とであります。

それと、3点目、4点目につきましては、そのようなこと、副町長の言動が厳しいですとか、大声であったと、このようなことにつきましては、私も執務をしているときに見かけることがあり、そうした目に余るようなときについては折に触れて注意をしていたということでもありますけれども、結果としてこのような事態になったことについては責任を重く感じ、今日処分案を提案しているところであるとご理解をいただければと思っております。

それと、5点目の課長会議の中ではありますけれども、今回の事案の対応を協議する中で様々な意見交換を行っているところでありますが、まだ十分かどうかということもありますので、今後先ほどの提案理由の中にもありましたとおり、全職員を対象にしたアンケート調査を行って、その分析の中から再発防止に向けた取組も含めて検討していきたい、このように思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（長内伸一君） 教育長。

○教育長（谷坂常年君） 2点目の副町長のところに相談に行ったときに、戻ってきてどのような報告があったのかというご質問だったと思いますが、17日の日は事業に関わる予算の関係で副町長のところに相談に行きますということで聞いておりました。相談に行った後戻ってまいりまして、それで特に報告がなかったものですから、考えていたとおり事が了承されたのかなというふうに思っておりました。また、その後普通に勤務しておりましたので、特に何もなかったのだなというふうな判断をしておりました。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤 恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今お尋ねしたことは分かりました。

そこで、実は2点目に今回提案している減給についてお聞きしようと思っていたのですが、同僚議員が先に質問していただきましたので、最後に私の考えを述べながら、ぜひ善処して取り組んでいただきたいということを申し上げたいと思います。

私は長い間公務員として43年間、5か所で勤務させていただきました。また、議会議員として12年間ですけれども、このようなことの議案審議するのは初めてであります。当事者として自己都合の辞職で済みますが、職員が職場に戻ることで解決したとは到底思われません。当事者は一身上の都合でお辞めになりましたけれども、職場に戻られた職員は心に大きな傷をいつまでも、一生背負ってこれから生活していくのでないだろうか、そんなことが心配でなりません。再発防止に向け今後いろいろ取り組まれることと思いますが、職員の皆さんは深い傷を背負う前に課長等に相談し、また相談され、信頼される課長、管理職であってほしいな、そんなことを願いたいと

思います。

このような提案が二度と繰り返されないように、職員の皆さん全員で職場でこのようなことを起こさないことを再確認して、お互い信頼し合い、町民の皆さんから信頼される壮瞥町役場であってほしいと考えます。

町長は、就任以来毎年町政執行方針の中で未来へつなぐ明るいまちづくりの取組として、期待と付託に応え、親切で信頼される役場づくりに取り組んでまいりますと述べ、今までこのことを町政執行方針の柱にしてきましたが、むなしい結果になったのは誠に残念でなりません。本日このような形で臨時議会を開き、付議された議案を審議することは大変心苦しく思っております。

今日から、いや、今から再スタートしていただきたく、強く要望を申し上げて質問を終わります。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご質問のありましたことを十分胸に置きまして、これからも再発防止、全庁を挙げて取り組んでいく、そうした中で職場環境の改善を図り、職員の皆さん、そして町民の皆さんからの信頼回復に全力を尽くしていきたいと、このように思っているところであり、今ご質問にありましたように初心に戻り、取り組んでいきたい、このように思っておりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 感想から先に言うと、非常に重く、残念なことでありますけれども、答弁にございました職員が働きやすく、能力を発揮しやすい職場環境づくりを進めていくと、これに尽きると感じますが、私先日一般質問で2期目の田鍋町政が町民と意識を共有してまちづくりに、施策の推進に進んでほしいという期待を込めて質問いたしましたけれども、町長一人で事業の推進、施策の推進がかなうわけもございません。当然組織を使って、組織の力を借りて進めるわけでありますから、その組織のメンバーが、組織の一員が働きがい、意欲が萎える、削がれたというようなことがあっては本当にならないと思いますし、推進力も落ちていくのだろうというふうに感じます。

例えばちょっと変かもしれませんが、私仕事上を含めて介護の現場などでの暴力を含むハラスメントの記事なんかを耳に、目にするときに非常に心が痛みますけれども、その際に職員なんかに話すが、このような暴力行為を含めてですけれども、発生するということは急に起きるわけではないと思われる。ちょっとしたこと、少しの無視、あるいは言葉がけの目線、あるいは目で威圧するとか、そういう細かいことが徐々に徐々に繋がって、重なって最終的に歯止めが利かないような暴力行為につながっていくのではないかと。ですから、そういったことを耳に、目にして、これはそぐわないことだと感じたときは、ぜひ職場内でも組織内でも口にして議論をして

改善していこうということがなければならぬ。それを要するに目にして、耳にしな  
がら黙っているというようなことが実は一番よくないことではないのかと、それが尽  
きるのではないかという話をしています。

また、戻りますけれども、組織、今後、町長の答弁聞きましたけれども、壮瞥の役  
場には人事評価という制度がございます。ほとんどが管理職から自分の組織の職員に  
ついての評価をし、仕事ぶりを審査して、次にステップアップできるように能力向上  
へつながらうような指導をするというためのメソッドだと思いますけれども、これは思  
いつきで恐縮ですけれども、逆に組織の一員から管理職を評価するようなことがあつ  
てもいいかもしれません。

いずれにしても、組織のありようとか、風通しがよくなるような工夫、仕組みをぜ  
ひ知恵を絞って協議をして前に進んでいただきたいという感想を持ちましたけれど  
も、どのようなお答えいただけるのか、お願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご質問ありがとうございます。

今回の事案を教訓にいたしまして、今風通しのいい職場づくりという言葉もありま  
したけれども、そのように考えていきたいと思っておりますし、人事評価の活用です  
とか、そのようなご意見も賜った中ではありますけれども、そうした意見を踏まえな  
がら、私どもも新たな気持ちで今後全職員のアンケート調査を行うなどして働きやす  
い、そして能力を発揮しやすい職場環境づくりに努めてまいりたいと、このように思  
っているところでありますので、繰り返しの答弁になりますけれども、そのようなつ  
もりで事を通して職員の皆さん、そして町民の皆さんの信頼回復に全力を尽くしてま  
いりたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し  
上げ、ご答弁とさせていただきます。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） 私のほうからお聞きしたいのは、今後ここにありますように  
全職員にアンケートを行うなどをして、発揮しやすい職場環境づくりを進めていくと、  
こうやって書いてありますが、多分以前にもこういうハラスメントに対してはどのよ  
うな対処を行うというようなことはできていると思います。今回この事案を受けて、  
今までの対策で足りなかったところがあるのか、多分あったからこういう問題が起き  
たのではないかと思います、その辺に対してどのような改善を今のところ考えられ  
ているのか。

それと、この環境づくりに対して策定していくというのは、どのくらいの期間をめ  
どに今のところ考えられているのかをお聞きしたいです。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 法令の定めによりまして、昨年4月に壮瞥町ハラスメント防  
止に関する規定と、防止等に関する規定が定められていて、そこで相談案件だとかに

については相談員も規定しているところでありましたけれども、その機能が十分発揮しないような職場環境にあったと、このように思って反省をしているところでもあります。

そうしたことを改善するためにもアンケート調査を実施をして、職員の皆さんから意見をいただいた中で改善すべきものは改善し、何よりも意見交換がしやすい環境を整えていくことが必要なのだろうと、そのようなことで担当課も含めてアンケート調査を実施し、それに基づく改善策として指針の策定に向けていきたいと、このように考えているところでもあります。

それで、今のところの予定ですけれども、担当の所管課は総務課になりまして、ご承知のとおり4月には選挙という、統一選挙があるわけありますので、そうした中ではありますけれども、早いほうがいいという認識の下で、アンケート調査につきましては4月中をめどに取りまとめを行い、5月から6月に指針の策定ができるような、そういうスケジュールで担当課と進めていくような形で相談をしているところでもありますので、ご承知いただきたいと思います。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号 壮警町長等の給与の特例に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（長内伸一君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和5年壮警町議会第2回臨時会を閉会いたします。

（午前10時34分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員